

久留米市の乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭等医療費支給制度がH20年10月1日より変更となります
(制度改正対照表：医療機関説明用)

問合せ先：医療・年金課
(0942-30-9034)

H20年6月23日作成

H20年6月25日作成

区 分			対 象 者		自 己 負 担	
			市改正前 (H20年9月まで)	市改正後 (H20年10月1日以降)	市改正前 (H20年9月まで)	市改正後 (H20年10月1日以降)
乳幼児医療	3歳未満	入院 通院	通院・入院とも対象	【変更なし】	自己負担なし	【変更なし】
	3歳～ 就学前	通院	通院は対象外 ※市は、H21.4までに年次的に 対象年齢を拡大中	通院を追加	初診料・往診料は 自己負担	通院:600円／月・1医療機関
		入院	入院は対象 H20.1.1～3歳児 H20.4.1～4歳児 H21.4.1～5・6歳児	【変更なし】		入院:(500円／日) 3,500円／月・1医療機関
重度心身障害者医療 (重度障害者医療)			身体障害者 (手帳1,2級)	【変更なし】	◇65歳未満 初診・往診料は 自己負担	◇年齢区分を撤廃 通院:500円／月・1医療機関 入院: 一般(500円／日) 5,000円／月・1医療機関 低所得者【住民税非課税】 (300円／日) 3,000円／月・1医療機関
			知的障害者 (IQ35以下)	【変更なし】		
			重複障害者 (手帳3級かつIQ50以下)	【変更なし】	◇65歳以上 自己負担なし	
			—	精神障害者を追加 (精神障害者保健福祉手帳1級) ※精神病床への入院は対象外		
母子家庭等医療 (ひとり親家庭等医療)			※75歳以上は対象外 母子家庭(18歳までの子を持つ)の 母・子	※75歳以上も対象に追加	初診料・往診料は 自己負担	通院:800円／月・1医療機関 入院:(500円／日) 3,500円／月・1医療機関
			父母のいない子	【変更なし】		
			養育者家庭の子	【変更なし】		
			—	父子家庭(18歳までの子を持つ)の 父・子を追加		H20年10月1日から 通院:1,000円／月・1医療機関 入院:12,000円／月・1医療機関 H21年10月1日から 通院:2,000円／月・1医療機関 入院:24,000円／月・1医療機関
			一人暮らしの寡婦	※H22.9まで、経過措置を設け、 年次的に廃止 (現行どおり74歳まで)		

* 改正に伴う医療費の支給は、H20年10月1日以後に行われた医療の給付について適用となります

* 歯科と歯科以外の診療を併せて行う場合は、別の診療機関とみなします

* 各健康保険の一部負担金においては、0歳～3歳まで2割負担だったものが、H20年4月1日より、0歳～6歳に達する日以後の最初の3月31日までに変更になっています

* 乳幼児医療のうち北野地区の乳幼児についても、H20年10月1日より全市統一制度となります

* 久留米市と県内他市町村では助成内容に違いがある場合がありますので、必ず診療時には医療証を確認してください